

取扱職種の範囲などの明示書の手数料返金についての別紙

採用決定者が入社後3ヶ月以内（採用決定通知書交付後に研修などの期間があればその期間を含む3ヶ月以内）に、本人の都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了したときには、受領した紹介手数料（消費税額分を除く）から下記に定める条件に基づき、返還いたします。

（1）入社後2週間以内に雇用契約が終了した場合	80%
（2）入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	70%
（3）入社後1ヶ月超2ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	50%
（4）入社後2ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合	30%

本人の都合による退職または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合以外の事由に基づき、採用決定者が退職または解雇されるに至ったときは、弊社は受領した紹介手数料を返還いたしません。